

大分県報

平成三十年
号外 (三)
三月三十日

(金曜日)

目次

規 則	一
大分県国民健康保険条例施行規則の制定	一
大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則の制定	三
大分県国民健康保険財政調整交付金交付規則の廃止	四

○規 則

大分県国民健康保険条例施行規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

大分県国民健康保険条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 国民健康保険給付費等交付金の交付（第三条―第十六条）	
第三章 国民健康保険事業費納付金の徴収（第十七条）	
第四章 補則（第十八条）	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号。以下「条例」という。）に基づき、国民健康保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）の交付及び国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）で使用する用語の例による。

第二章 国民健康保険給付費等交付金の交付

（普通交付金の額）

第三条 条例第八条第二項の規定により交付する普通交付金の額は、当該年度における当該市町村による被保険者に係る次の各号に定める額の合計額とする。

- 療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の全額に相当する額
- 出産育児一時金、葬祭費、特定健康診査及び特定保健指導に要した費用のうち、知事が別に定める基準に基づき算出した額

（交付の条件）

第四条 知事は、保険給付費等交付金の交付の決定をする場合において、保険給付費等交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、別に定める条件を付するものとする。

（交付の申請）

第五条 保険給付費等交付金の交付を受けようとする市町村は、条例第八条第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる額に係る特別交付金ごとに、申請書に別に定める書類を添え、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

（交付の決定）

第六条 知事は、前条の規定による申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、条例第八条第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる額に係る特別交付金ごとに、保険給付費等交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（変更の申請）

第七条 前条の規定による通知を受けた市町村が、保険給付費等交付金に係る事業の内容を変更しようとするときは、条例第八条第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる特別交付金ごとに、申請書に別に定める書類を添え、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

（交付決定の変更）

第八条 知事は、前条の規定による申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、条例第八條第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる特別交付金ごとに、保険給付費等交付金の交付の決定を変更し、当該市町村に通知するものとする。

第九条 知事は、算定政令第六條第五項並びに算定政令第七條第一項及び第二項の規定により市町村に係る保険給付費等交付金を減額するときは、当該市町村に対しその旨を通知するものとする。

（交付金の交付）

第十条 知事は、市町村からの普通交付金の交付の申請に基づき、普通交付金の交付の決定をした額の範囲内で市町村が給付の審査及び決定をした額を、給付の種類ごとに別に定める日までに毎月交付する。ただし、当該年度の普通交付金の交付の対象となる条例第八條第二項に定める療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額に係る二月診療分については、保険医療機関等から市町村への請求額（審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会に委託している場合は、保険医療機関等から当該国民健康保険団体連合会への請求額）に相当する額を市町村が給付の審査及び決定をした額とみなす。

2 知事は、市町村からの特別交付金の交付の申請に基づき、特別交付金の交付の決定をした額をその都度交付するものとする。

（状況報告）

第十一条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、国民健康保険事業の遂行状況に関し、期日を定めて報告を求めることができる。

（実地調査）

第十二条 知事は、必要があると認めるときは、国民健康保険事業の遂行状況を實地に調査することができる。

（事業実績報告）

第十三条 市町村は、当該年度の保険給付費等交付金に係る国民健康保険事業が完了したときは、条例第八條第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる額に係る特別交付金ごとに、事業実績報告書に別に定める書類を添え、別に定める期日までに報告しなければならない。

（額の確定）

第十四条 知事は、前条の規定による報告に係る書類を審査し、保険給付費等交付金に係る

国民健康保険事業の成果が交付の決定の内容に適合すると認めるときは、条例第八條第二項に規定する普通交付金及び同条第三項各号に掲げる特別交付金ごとに、交付すべき保険給付費等交付金の額を確定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

（決定の取消し）

第十五条 知事は、市町村が保険給付費等交付金を他の用途へ使用し、その他保険給付費等交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分と違反したときは、保険給付費等交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき保険給付費等交付金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（交付金の返還）

第十六条 知事は、保険給付費等交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、当該保険給付費等交付金を返還させ、又は当該取消しを行った日の属する年度における保険給付費等交付金の額に充当することができるものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき保険給付費等交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える保険給付費等交付金が交付されているときは、期限を定めて、当該保険給付費等交付金を返還させ、又は当該取消しを行った日の属する年度における保険給付費等交付金の額に充当することができるものとする。

第三章 国民健康保険事業費納付金の徴収

（納付金の徴収）

第十七条 条例第十條第一項の規定により、市町村から徴収する納付金の納期限は、毎年度四月から二月までの毎月末日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は十二月三十一日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その前日（当該前日が日曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日）とする。

2 知事は、条例第十條第二項の規定により、当該年度における当該市町村が納付すべき一般納付金の額、後期高齢者支援金等納付金の額、介護納付金納付金の額及びこれらの合計額並びに各月において徴収する納付金の額を市町村に通知するものとする。

第四章 補則

（補則）

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号

大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 貸付事業（第二条―第八条）
 - 第三章 交付事業（第九条―第十五条）
 - 第四章 大分県国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるための基金の取崩し（第十六条）
 - 第五章 補則（第十七条・第十八条）
- 附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年大分県条例第一号。以下「条例」という。）第八条第二項及び第三項並びに第九条の規定に基づき、大分県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 貸付事業

（貸付けの申請）

第二条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項第一号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする年度の十二月末日までに、申請書を知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第三条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、貸付けを適当と認めるときは、貸付け及び貸付金の額を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（貸付金の貸付け）

第四条 市町村は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書及び借用証書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書及び借用証書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

（償還方法）

第五条 市町村は、貸付けを受けた年度の翌年度の九月末日までに、当該貸付けに係る償還計画を知事に提出し、当該償還計画に基づき貸付金の償還を行うものとする。

（償還期限の延長）

第六条 市町村は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第十四条第五項本文に規定する償還期限の延長を求めるときは、償還期限の二十日前までに、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、償還期限の延長を行うか否か決定し、市町村に通知するものとする。この場合において、償還期限の延長を行うことを決定するときは、併せて、新たな償還期限を決定し、通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定による償還期限の延長の決定通知を受けたときは、速やかに前条に規定する償還計画を変更し、知事に提出するものとする。

（繰上償還）

第七条 貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、償還しようとする日の二十日前までに、通知書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、市町村から前項の規定による通知書の提出があったときは、納入期限を定めて市町村に通知するものとする。

（貸付金の額の減額又は返還）

第八条 知事は、算定政令第十四条第三項の規定により、貸付金の貸付けを受ける市町村が同項に規定する事由のほか次の各号のいずれかに該当することにより、貸付金の額が過大となると認める場合は、貸付金の額を減額し、又は返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けようとし、又は受けたとき。
- 二 この規則に規定する貸付金の貸付けに係る手続を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金の額を減額し、又は返還させるときは、貸付金の貸付けを受ける市町村に対して必要事項を通知するものとする。

第三章 交付事業

（交付の申請）

第九条 法第八十一条の二第一項第二号の規定による交付金の交付を受けようとする市町村は、交付を受けようとする年度の十二月末日までに、申請書を知事に提出しなければならない。

ない。

（交付の決定）

第十条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、交付を適当と認めるときは、交付及び交付金の額を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（交付金の交付）

第十一条 市町村は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を知事に提出しなればならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付金の額の減額又は返還）

第十二条 知事は、算定政令第十七条第三項の規定により、交付金の交付を受ける市町村が同項に規定する事由のほか次の各号のいずれかに該当することにより、交付金の額が過大となると認める場合は、交付金の額を減額し、又は返還させることができる。

一 偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

二 この規則に規定する交付金の交付に係る手続を怠つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により交付金の額を減額し、又は返還させるときは、交付金の交付を受ける市町村に対して必要事項を定めて通知するものとする。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第十三条 知事は、条例第八条第二項の規定により、財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。以下「拠出金」という。）の額及び納付期限その他必要事項を市町村に通知するものとする。

（拠出金の納付期限の延期）

第十四条 市町村は、前条に規定する拠出金の納付期限の延長を求めるときは、納付期限の二十日前までに、申請書を知事に提出しなればならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、審査の上、納付期限の延長を行うか否か決定し、市町村に通知するものとする。この場合において、納付期限の延長を行うことを決定するときは、併せて、新たな納付期限を決定し、通知するものとする。

（拠出金の額）

第十五条 条例第八条第三項の規定により算定する市町村から徴収する拠出金の額については、算定政令第二十二條第二項の知事が定める額に第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 拠出金の拠出を行う年度の四月一日時点における各市町村の一般被保険者の数として知事が算定した数

2 前項の規定により各市町村に割り当てられた額に円未満の端数が生じる場合は、交付金の交付を受けた市町村以外の市町村の拠出する額は円未満の端数を切り捨てた額とし、交付金の交付を受けた市町村の拠出する額は拠出金の総額から交付金の交付を受けた市町村以外の市町村が拠出する額の合計額を控除した額とする。

第四章 大分県国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるための基金の取崩し（取崩しの決定等）

第十六条 知事は、法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩す場合、当該年度の十二月末日までの法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の交付状況等により取り崩す額を決定するとともに、市町村あて通知するものとする。

第五章 補則

（報告及び調査）

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類について実地に調査することができる。

（補則）

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険財政調整交付金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十二号

大分県国民健康保険財政調整交付金交付規則を廃止する規則

大分県国民健康保険財政調整交付金交付規則（平成十七年大分県規則第二百二十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。